

区民農園 利用者募集案内

〈 募集農園一覧 〉

No.	農 園 名	所 在 地	募集予定 区画数
1	入谷ファーム	入谷 4-8-2	120
2	扇第一ファーム（新規）	扇 3-4	82（予定）
3	南花畑ファーム	南花畑 5-23・24	49
4	六木ファーム	六木 3-43	126
5	本木第二ファーム	本木 2-24	73
6	西加平ファーム（新規）	西加平 1-2	30（予定）
7	谷在家ファーム（団体）	谷在家 1-6	10（団体）

◆ 令和7年度より、原則として区のホームページからオンライン申請による応募のみ受付します。以下のQRコードを読み取り、応募してください。

やむを得ない事情によりオンライン申請ができない場合は、当案内添付の専用ハガキによる応募を受付けます（西加平・谷在家ファーム以外のみ）（5ページ参照）。

令和6年度まで受け付けていた、「郵便局やコンビニ等で購入できる往復ハガキ」による応募の受付は廃止します。

※同じ世帯の方からの複数応募が判明した場合は、全ての応募を無効とします（2ページ参照）。

※西加平ファームは子育て世帯が利用しやすい農園として開園します（4ページ参照）。

《応募期限》

オンライン申請 令和7年 **11月7日（金）** 23:59 まで

※オンライン申請ができない場合のみ専用ハガキ 令和7年11月7日（金）消印有効

■担当 産業振興課 農業振興係■

オンライン申請はコチラ



お問い合わせはコチラ

お問い合わせコール あだち
☎ 03-3880-0039

区民農園設置の目的

足立区では、家庭菜園作りをとおして、食料・農業に対する理解を深め、あわせて緑化推進及び良好な生活環境の保全を図ることを目的として、区民農園を設置しています。

利用条件

以下の利用条件等をよく確認し、注意事項を厳守のうえ、応募してください。

ルール違反が判明した場合は、応募を無効とし、利用期間の途中で利用を取り消します。

1 応募資格

(1) 世帯利用

足立区内に居住し、耕作可能な土地がなく、利用期間を通じて熱意をもって耕作できる世帯。同一家屋・同一敷地内に居住している場合は、1世帯とみなします。

(2) 団体利用

足立区内在住の10世帯以上で構成する団体。(団体規約を定めて、代表者を置き、構成員名簿を作成していることが要件です)

※ **応募できるのは1世帯または1団体につき、1農園のみです。**

同じ世帯からの複数応募は無効となります。判明した場合は、同じ世帯の方からの**全ての応募を無効とします。**

※ 世帯構成員と団体構成員の重複はできません(世帯区画と団体区画の同時利用はできません。1人が利用できるのは1区画のみです。)

※ 現在、区民農園を利用されている方は応募できません。ただし利用期間が令和8年2月5日で終了する方は応募できます。

2 利用期間 **最長2年間(令和8年3月から令和10年2月5日まで)**

※ 利用開始日は農地の工事状況により変更となる場合があります。

※ 1年ごとに利用料をお支払いいただきます。

◆ 区民農園は、農家のご厚意によって農地をお借りして開設しています。農地の返却等の事情が発生した場合、利用期間の途中でも廃園になるため、期間内であっても利用終了となります。あらかじめご了承ください。

3 利用区画

(1) 1区画の面積は約15㎡です。 ※団体利用は100㎡

- (2) 区画により形状や日当たり、土壌状態、水捌け等が異なります。
- (3) 利用区画は、区が指定します。利用区画の変更はできません。

4 費 用 1年間 6,000円 ※団体利用は40,000円

- (1) 納入期限は、各年の2月上旬（予定）です。
- (2) 納入された費用は、辞退や利用承認の取消等があっても返還しません。

5 利用条件 次の項目すべてを了承していただく必要があります。

- (1) 区民農園を利用する際は、必ず利用者証を携帯すること。
- (2) 雑草や収穫後の葉ほか農園内で出る全てのごみは、必ず持ち帰ること。
(農園近辺のごみ集積場に出すことも禁止)
- (3) 野菜・花の栽培のみに使用すること。（禁止作物あり）
- (4) 日当たりや風通しをさえぎる柵、棚、ハウスなどの工作物を設置しないこと。
- (5) 農園や地域の環境を良好に保つため、利用区画はもちろんのこと、共有部分、外周部分の除草を積極的に行うこと。
- (6) 転居等により利用できなくなった場合など、期間途中で利用を辞退する際は、区に連絡のうえ、利用区画をすみやかに元どおりに整地し返還すること。
- (7) 周辺道路での路上駐車をしないこと。
- (8) 1世帯1区画のみ利用すること。また利用者ご本人または同居のご家族のみで利用すること。（友人・お手伝い等の利用不可）
- (9) 飲酒、喫煙や早朝作業時の騒音ほか、他区画の利用者や農園近隣住民に迷惑となる行為をしないこと。
- (10) その他「足立区区民農園設置要綱」「足立区区民農園利用要領」等の条件を守ること。

応募方法①

オンライン申請

- (1) 足立区ホームページの『足立区オンライン申請システム』にアクセスします。<https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/3994>
- (2) 「令和7年度 足立区区民農園利用者募集 応募フォーム」という画面が表示されるので、注意事項を読み、同意いただけたら下部の同意欄をチェックし、「申請手続きに進む」をクリックしてください。

- (3) ログイン画面に進みましたら、足立区オンライン申請システムに登録している場合は「ログインして申請を続ける」、登録していない場合は「アカウント登録をしないで申請を続ける」をクリックしてください。
- (4) 画面が変わったら、メールアドレスを入力し、「ワンタイムパスワードを送付する」をクリックしてください。
- (5) 入力したメールアドレスに、ワンタイムパスワードが記載されたメールが届きます。ワンタイムパスワードを入力し、応募フォームへ移行します。

- (6) 応募フォームになりましたら、「応募者情報」を入力します

ア 氏名（漢字）および（フリガナ）

イ 住所

（ア）町丁名（ひらがなや漢字を入力すると予測変換されます）

（イ）番地・号数・部屋番号（半角入力）

（ウ）方書き・アパート・マンション名

ウ 生年月日

エ 日中連絡のつく電話番号

オ 希望する農園をチェックしてください。

カ 西加平ファーム以外の世帯利用の農園について、65歳以上（誕生日が昭和36年（1961年）4月1日以前の方）で高齢者枠を希望される場合は、「希望する」をチェックしてください。

キ 西加平ファームは子育て世帯が利用しやすい区民農園というコンセプトのもと開園し、一般枠より当選率が高い子育て世帯枠を設けます。

西加平ファームを申し込む方で子育て世帯枠（※以下を参照）を希望される場合は、「希望する」をチェックし、その後に表示されるフォームにお子様の氏名・生年月日を入力してください。

※ 応募日現在で、同居する者の中に児童（0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子とする）を含む世帯。

ク 谷在家ファーム（団体利用）をご利用の場合は、団体名の入力のほか、団体名簿のエクセルファイルの添付が必要です。ファイルは区ホームページにあります。詳細は区ホームページをご参照ください。 ※団体は10世帯以上で構成。

ケ 住民記録システムによる申請内容の確認を承諾いただける場合は「承諾する」をチェックしてください。

※ 承諾いただけない場合、申請内容確認のため、住民票写しの提出や本人確認書類の提示を求める場合があります。ご了承ください。

- (7) 入力終了後に、登録したメールアドレスに「受付完了のご連絡」のメールが届きます。

以上が入力手順です。当落の結果は入力いただいたメールアドレスへお送りします（令和7年12月下旬に送付予定）。

応募方法②

応募専用ハガキ

※ 令和7年度より、原則として区のホームページからオンライン申請による応募のみ受付します。

やむを得ない事情によりオンライン申請ができない場合は、「西加平ファームと谷在家ファーム」以外の農園のみ、この案内に添付されている専用ハガキによる応募を受付します。

専用ハガキを使用する場合には、切手（85円×2枚）をハガキの往信面および返信面の両面に貼り付け、必要事項を記入し送付してください。

※ 切手の貼り付けがない場合は無効とさせていただきます。

「西加平ファーム」または「谷在家ファーム」を応募する方でオンライン申請ができない場合は、以下を申込期限（1ページ参照。消印有効）までにご提出ください。

- ・ 4ページ（6）の内容を記載した用紙
- ・ 応募者（代表者）の郵便番号・住所・氏名を宛先に記載した返信用ハガキ（85円）

※ 切手の貼り付けがない場合は無効とさせていただきます。

令和6年度まで受け付けていた、「郵便局やコンビニ等で購入できる往復ハガキ」による申込みは廃止します。

また、オンライン申請とハガキで重複して応募した場合、複数応募とみなし全ての応募が無効となります。ご注意ください。

注意事項

次のような場合は、応募がすべて**無効**になります。

- ◆同じ世帯で、**複数の応募**が判明した場合
同居（同一家屋・同一敷地内に居住）の場合は、同一世帯とします。
- ◆**他人名義**による応募が判明した場合
- ◆必要事項がすべて記載されていない場合
- ◆現在、区民農園を利用している場合
ただし、利用期間が令和8年2月5日で終了する場合は応募可。

抽選・利用者決定について

1 抽選について

応募者数が募集区画数を超えた場合は、抽選となります。

- (1) 抽選結果（令和7年12月下旬に送付予定）
 - ア オンライン申請の場合、メールにて抽選結果をお知らせします。
 - イ 専用ハガキの場合、返信ハガキにて抽選結果をお知らせします。
- (2) 電話や来庁等による抽選結果の問合せには一切お答えできません。

2 利用者決定について

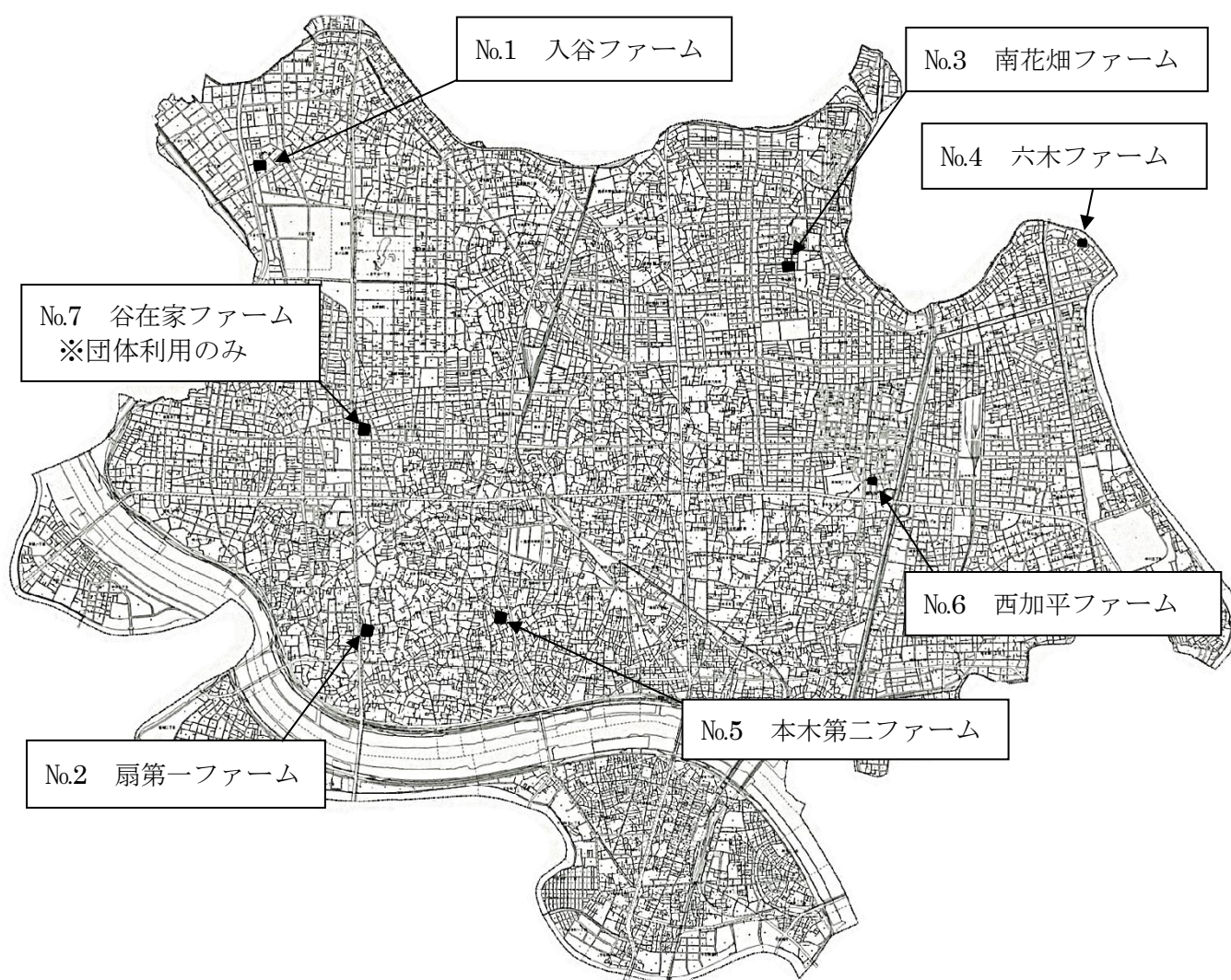
抽選の当選者は、利用者申請・誓約および利用料納付の後に、利用者として決定させていただきます。

手続き等の詳細は、当選通知（メール、返信ハガキ）等にてお知らせする予定です。

3 補欠について

農園利用者から利用辞退の申し出がある場合に備えて、農園ごとに若干名の補欠者を抽選します。補欠者の繰上げを行う際は、その都度、個別にご連絡をさせていただきます。

利用者募集農園位置図（7ヶ所）



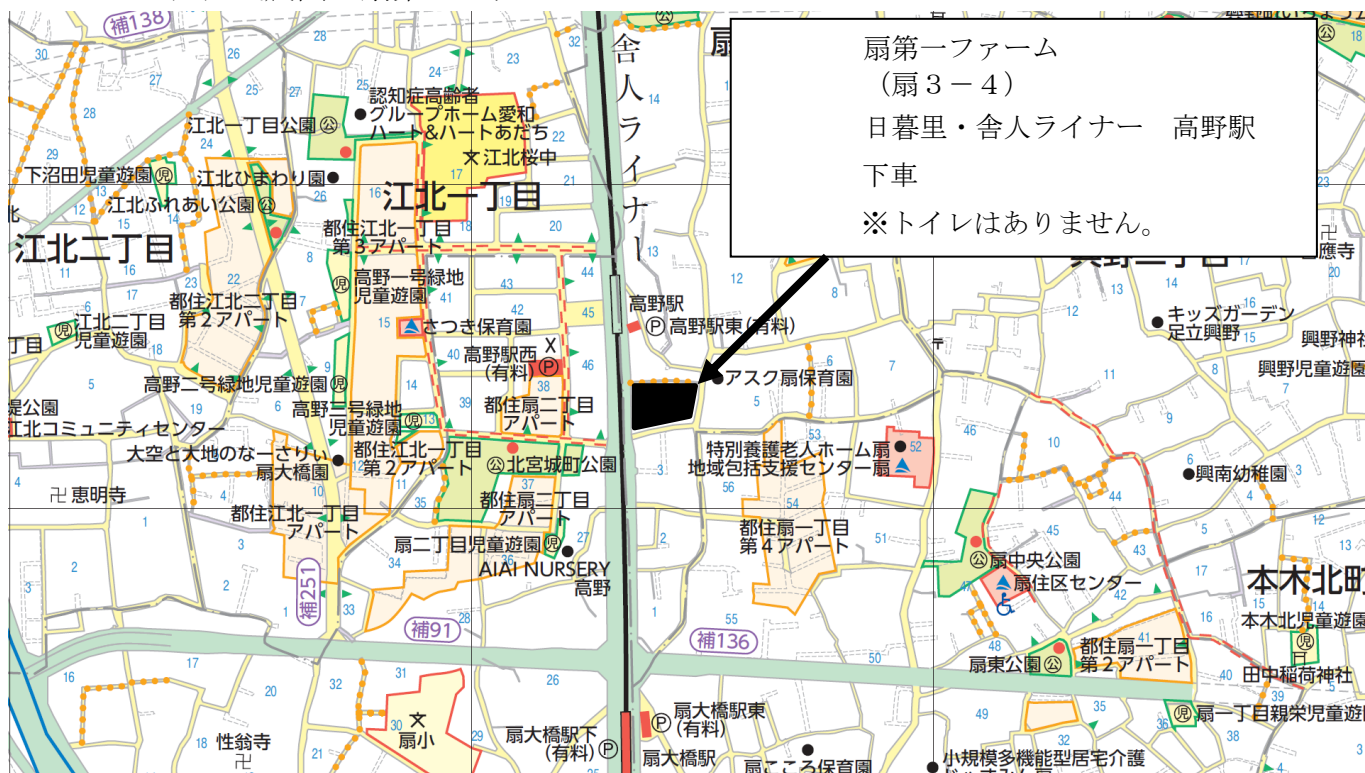
No.	利用 形態	農 園 名	所 在 地	募集区画数	
				世帯利用	団体利用
1	世帯	入谷ファーム	入谷4-8-2	120	—
2		扇第一ファーム（新規）	扇3-4	82（予定）	—
3		南花畑ファーム	南花畑5-23・24	49	—
4		六木ファーム	六木3-43	126	—
5		本木第二ファーム	本木2-24	73	—
6		西加平ファーム（新規）	西加平1-2	30（予定）	—
7	団体	谷在家ファーム（団体）	谷在家1-6	—	10

※地図は「カラーマップあだち2023」

No. 1 足立区区民農園 入谷ファーム

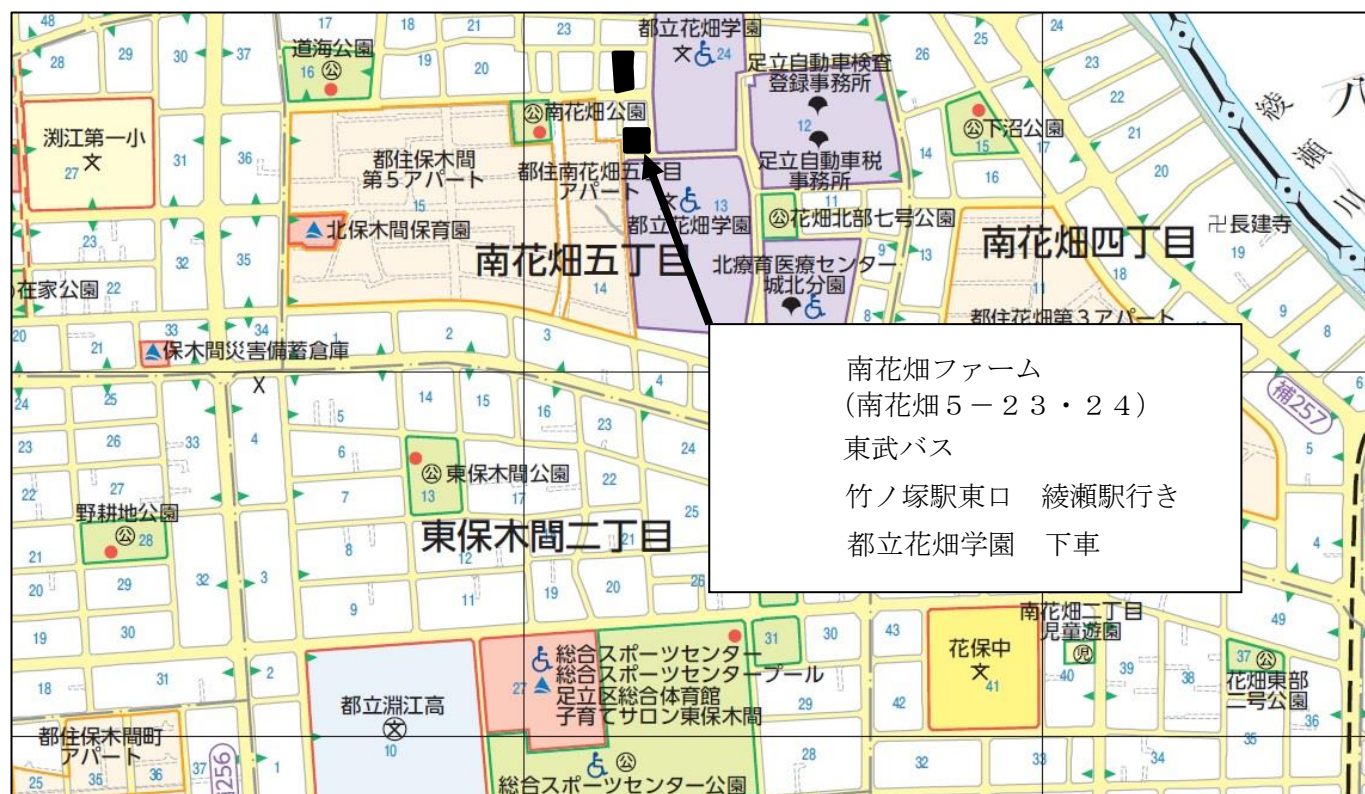


No.2 足立区区民農園 扇第一ファーム



※地図は「カラーマップあだち2023」

No.3 足立区区民農園 南花畑ファーム



No.4 足立区区民農園 六木ファーム



※地図は「カラーマップあだち2023」

No. 5 足立区区民農園 本木第二ファーム



No. 7 (順番前後) 足立区区民農園 谷在家ファーム



※地図は「カラーマップあだち2023」

No.6 (順番前後) 足立区区民農園 西加平ファーム

